

副本

平成一二年(ワ)第八九八五号

損害賠償請求事件

平成一二年九月一二日

原告 m r k o n o

被告 東京都

右被告指定代理人 秋山哲也

野上三恵

鎌田信一郎

東京地方裁判所民事第二五部 御中

同 同 同



一 松田病院診断書（原本）は一二月一四日に郵送されたものである

- 1 原告は、平成五年（以下、月日については、特に記載しない限り「平成五年」をいう。）一二月一四日には、本件交通事故に関する診断書の原本五通（その内訳は、松田病院作成にかかる原告及び訴外進藤の診断書の原本各一通（以下「松田病院診断書（原本）」といふ。）、同病院作成にかかる原告及び訴外進藤の再発行された診断書の原本各一通（以下「松田病院再交付診断書（原本）」といふ。）、田中医院作成にかかる原告の診断書原本一通（以下「田中医院診断書（原本）」といふ。）をいずれも所持していなかつたことから、右の松田病院診断書（原本）を葛西署に郵送することは不可能である旨を主張している（原告準備書面（一）七頁）。
- そして、原告は、一二月一四日に右五通の診断書の原本を所持してい

なかつた理由として、

① 原告は、一一月二九日に東京地検に赴いた際、検察官から、松田病院の原告及び訴外進藤の診断書及び、持参していた田中医院の原告診断書を告訴状に添付して送付するよう指示されたが、松田病院診断書（原本）は、既に葛西署に提出し原告の手元になかつたことから、一二月二日、松田病院において、原告及び訴外進藤の診断書各一通の再発行を受け、同月三日、松田病院再交付診断書（原本）各一通と田中医院診断書（原本）を東京地検に送付したこと（原告は、この際に、松田病院再交付診断書（原本）と田中医院診断書（原本）をコピーしたものと主張している。）（原告準備書面（一）二乃至五頁）

② 原告が作成し、一二月四日に東京地検に到達した告訴状に、松田病

院診断書（原本）を葛西署に提出済みであった旨が記載されていること

と（原告準備書面（一）一頁、甲第四号証の一、二丁）

③ 甲第一号証の二及び三（松田病院の原告及び訴外進藤の診断書）と同第一〇号証の一及び二（同病院の原告及び訴外進藤の診断書）とのゴム印と押印の違いや、松田病院から受領した診断書の領収書（甲第九号証）の記載からすれば、右同第一〇号証の二通の診断書は、再発行されたものであることは明らかであることなどを挙げている。

2 要するに、原告が一二月一四日に松田病院診断書（原本）を葛西署に郵送していないと主張する根拠は、右五通の診断書（原本）は一二月三日までに原告の手元を離れていたのであるから、所持していないものを

一二月一四日に葛西署に郵送することは不可能であるというものである。

3 しかしながら、右刑事告訴の時点において、原告が、松田病院診断書

(原本)を所持していても、松田病院から診断書の再交付を受けることは可能であるし、また、原告が、東京地検に松田病院再交付診断書(原本)を郵送した上で、警察には松田病院診断書(原本)を郵送することも可能であるから、原告の主張は、松田病院診断書(原本)は一二月一四日に葛西署に郵送されたとの被告の主張を否定し得るものではない。

4 一方、被告が、原告から松田病院診断書(原本)が葛西署に郵送された日は、一二月一三日であると主張した根拠は、

① 本件交通事故の捜査担当の出口巡査部長が、一二月一四日に原告から郵送された封筒に、松田病院診断書(原本)及び田中医院診断書(原

本）のコピーが在中していたという明確な記憶があつたこと

なお、一二月一三日付の封筒が存在し、その差出人が原告であり、宛先名義が葛西署であることは客観的に明らかである（乙第一号証一及び二）。

② 同巡回部長は、右郵送のあつた日より前に、原告から、松田病院診断書（原本）が、郵送されたり、手交されたとの記憶がなかつたこと

③ 交通事故の当事者から診断書が郵送された場合、診断書とともにその郵便封筒も保管しておくのが一般的な取り扱いであるが、原告から右郵送のあつた日より前に郵送された封筒が存在しなかつたこと

④ 前訴において、出口巡回部長が、右の郵送された日付や診断書在中の事実関係につき、殊更、事実に反することを述べる理由や必要性も

認められなかつたこと

などによるものである。

5 尤も、一二月一四日に郵送された封筒には、松田病院診断書（原本）の他、田中医院診断書（原本）のコピーが在中しており、この田中医院の診断書のコピーと同様に、葛西署に提出する診断書がコピーで足りるのであれば、東京地検への告訴に右の診断書（原本）を使用し、同署には、三通ともコピーを送付すれば足りることとなるから、松田病院から診断書の再交付を受ける必要がないこととなり、一見、不合理であると見ることもできる。

しかしながら、松田病院診断書（原本）は、本件交通事故の発生当日に、原告と訴外進藤が診察・治療を行つたという事実の証拠となるもの

であり、事故直後の受傷部位、受傷程度、原告の愁訴、全治予定、診察治療の経緯などを知る上で、診断書の原本が必要であると出口巡査部長が考えたとしても不合理はない。

6 ところで、一一月二日、出口巡査部長は原告を呼び出し事情聴取しているが、この際に、出口巡査部長が、原告に対し、右の点を指摘し、田中医院の診断書は不要であるとかコピーで足りる旨を、また、松田病院の診断書については、原本（本件事件は、業務上過失傷害被疑事件として送致予定であったから、原本が必要であった。）を郵送するよう告げていたものと解すれば、原告が、松田病院診断書（原本）と田中医院診断書（原本）のコピー一通を一つの封筒に入れて郵送したとしても不合理はない。

この点につき、被告は、出口巡査部長（現在は退職している。）に連絡を取り確認したところ、右の点を指摘するのは交通事故の捜査を担当する者として当然のことであり、当時、自分が捜査を担当した事件であれば、右のように告げている可能性が高いと思うが、明確な記憶として、指摘した事実があるとまではいえないということであつた。

七年も前の事件であり、当時、相当数の交通事故を扱っていた捜査担当者とすれば、右のような記憶にとどまるとしても、むしろ自然というべきであり、首肯し得る内容である。

7 以上述べたことからすれば、①本件交通事故の捜査担当者が、一二月一四日に原告から郵送された封筒に、右の診断書が在中していたという明確な記憶があつたこと、②同捜査担当者は、それより前に原告から、

松田病院診断書（原本）が郵送された記憶がなかつたこと、③右の診断書が在中していた封筒も存在しなかつたし、その封筒を廃棄したと認めるべき事情もなかつたこと、④同捜査担当者が、診断書の受領経緯につき事実に反することを述べる理由や必要性がなかつたことなどから、原告が一二月一四日に松田病院診断書（原本）を葛西署に郵送していないとの原告の主張は理由がないというべきである。

## 二 原告の主張に対する反論

1 本訴請求は、東京都の代理人が、封筒の日付印を偽造し、証拠として前訴裁判所に提出したことが不法行為に該当し、右不法行為によつて原告が敗訴判決を受けたことが損害であるというものである（訴状四頁）。

しかしながら、代理人が、封筒の日付印を偽造した事実はないのであ

るから（証拠上（乙第一号証一及び二）明白である。）、原告の主張は失当である。

2 また、原告は、前訴において、交通事故証明書の発給が遅延したことが違法であり損害である旨主張していたが、本件交通事故証明書が発給されるまでの経緯からすれば、右の証明書の発給が遅延したこととはならない。

右発給経緯は、次のとおりである（甲第二号証（前訴における平成九年七月二日付東京都準備書面））。

（一）本件交通事故発生当日（九月二二三日）、出口巡査部長は、松田病院で診療を終えた原告から事情聴取したところ、原告は吐き気の症状があるなどと申し立て、その後の一〇月七日の出口巡査部長からの事情聴

取で原告は、事故後一週間ほど気分が悪かったが、今は普段と変わらないし、病院に行ったのは事故当日の一日だけで、それ以後、通院していないなどと申し立てた。

なお、右七日、出口巡査部長は、本件事故を業務上過失傷害被疑事件として送致するには、傷害の程度等を認定するために「全治あるいは治癒見込みの期間」が記載されている診断書が必要であることから、原告に対し、後日、診断書を提出するよう依頼した。

(二) 一〇月二十五日、出口巡査部長は、原告から、症状が悪化したため、同月一六日以降、田中医院に通院している旨の連絡を受け、一月二日、原告から、症状が変化した経緯、現在の症状、病院での治療状況につき事情聴取したところ、原告は、事故後数日経つても背筋付近の

重い感じがとれないので田中医院に通院し始め、現在は週に三、四回通院して治療を受けているなどと申し立てた。そこで、出口巡查部長は、原告に対し、後日、「全治あるいは治癒見込みの期間」が記載されている診断書を提出するよう依頼した。

(三) その後、しばらく経過しても、原告から診断書が提出されないため、出口巡查部長が診断書を提出するよう何度か原告に連絡した。

その過程において、原告は、交通事故証明書が発給されない点や本件事故が人身事故として送検されない点につき、何度も抗議の申し立てをしたが、出口巡查部長は、本件事故を人身事故として送致し、人身事故としての交通事故証明書が発給されるためには、「全治あるいは治癒見込みの期間」が記載されている診断書が必要である旨を繰り

返し原告に伝えた。

(四) 一二月一四日、原告から、松田病院診断書（原本）及び田中医院診断書（原本）のコピーが郵送されたが、いずれの診断書にも、「全治あるいは治癒見込みの期間」が記載されていなかつたことから、出口巡査部長は、原告が転院し現在通院しているとみられた田中医院に架電し、原告の現在の症状、治療状況等を調査したところ、頸背部捻挫等で治療を行つてゐるが、症状は良くなつてゐる旨の回答を得たため、同日、同医院に対し、傷病名、治療状況、完治あるいは治癒見込み等に関する照会書を郵送した。

(五) 出口巡査部長は、右調査の結果、原告の症状が固定したものとは認められなかつたが、原告の症状、治療状況などから、医師による診断

書がなくとも「全治あるいは治癒見込みの期間」が推し計れる程度に原告の傷害の状況などが確認できたので、自動車安全運転センター東京都事務所（以下「安全運転センター」という。）に対し、翌一五日、交通事故証明書の発給に必要な書類を送付した。

なお、一二月末、田中医院から右照会の回答書が郵送されたが、全治あるいは治癒見込みの期間が未定と記載されていたため、出口巡査部長は、翌平成六年一月一二日、同医院に架電し、原告の症状、治療状況等につき確認し、その結果、症状が固定したものと判断されたことから、同年一月二一日、本件事件を東京地検検察官に送致した。

右証明書発給経緯からすれば、発給が遅延したこととならないことは明らかであり、この旨を肯定した前訴判決に誤りはない。

- 3 ところで、仮に、原告が主張するように、松田病院診断書（原本）が、一二月一四日より前に、葛西署に郵送されていたとしても、右の診断書には「全治あるいは治癒見込みの期間」の記載がなかつたのであるから（田中医院診断書にも右の記載がなかつた。）、原告の治癒状況等を確認することができず、その結果、交通事故証明書の発給に必要な書類を安全運転センターに送付することができなかつたのである。
- 4 本訴において、仮に、松田病院診断書（原本）が、一二月一四日より前に、葛西署に郵送されていたと認められ、前訴の事実認定と相反する事実認定がなされたとしても、本件の証拠（封筒の日付印）に虚偽はないのであるし、前訴判決（原告の被告に対する損害賠償請求権は存在しない。）と異なつた結論になることはないのであるから、原告の主張は失

当  
で  
あ  
る  
。